

当社の労働者派遣事業について

(派07-300627)

労働者派遣法第23条第5項（同法施工規則第18条の2）に基づき、情報を公開いたします。

事業所：株式会社 S E N Y O 建設

住 所：福島県郡山市富田町日吉ヶ丘17番地

1 労働者派遣の実績及びマージン率

派遣労働者数	派遣事業所数	①労働者派遣の料金 (1日8時間あたりの平均)	②派遣労働者の賃金	マージン率 (①-②÷①×100)
0 人	0 件	0 円	0 円	0%

※賃金には、給料・手当・賞与等を含みます。

※賃金には、給料・手当・賞与等を含みます。マージンには、社会保険料・教育訓練費・福利厚生費・年次有給休暇費用・会社運営費などが含まれます。

2 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

- ①キャリア・コンサルティングの相談窓口の連絡先（担当者名：中村祐紀 TEL：024-983-5177）
- ②キャリアアップに資する教育訓練に関する計画について雇用する全ての派遣労働者を対象に以下の養育訓練を実施します。

訓練種別	対象となる派遣労働者 (入職時・派遣中・待機中など)	訓練方法 (OJT/OFF-JT)	訓練費用負担額 (無償・有償)	賃金支給 (有休・無給)
新規採用者訓練	入職時	OFF-JT	無償	有休
現場事務業務 スキルアップ研修	派遣中	OFF-JT	無償	有休
労務管理基礎研修	派遣中	OFF-JT	無償	有休
業務指導力	派遣中	OFF-JT	無償	有休
コミュニケーション・ ビジネスマナー研修	入社1～3年目	OFF-JT	無償	有休
リーダー研修	入社4年目	OFF-JT	無償	有休

3 福利厚生に関する事項

- ◇各種社会保険（労災保険・雇用保険・厚生年金・健康保険）
- ◇年次有給休暇、育児休業制度、介護休業制度、特別休暇
- ◇定期健康診断受診

4 労使協定の有無

◇労使協定を締結している（ いる ・ いない ）

- （ 労使協定を締結している場合は、
* 労使協定の対象となる派遣労働者の範囲（全ての派遣労働者に適用）
* 労使協定の有効期限の終期（令和 年 月 日） ）